

令和6年12月9日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

厚木市長

市町村名 (市町村コード)	厚木市 (142123)	
地域名 (地域内農業集落名)	荻野区域 (荻野村)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月1日 (第3回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

新規就農者支援の取組によって認定新規就農者等の担い手が多く参入している区域であり、遊休農地の解消にもつながっている区域であるものの、区域の特性上、傾斜地が多く大規模な農地にまとめることが難しい状況となっている。また、高齢化も進行しており、依然として後継者不足は深刻である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

露地野菜の栽培が盛んな区域であり、地理的に水田が少ない区域であるが、耕作されていない農地が見受けられるため、転作による大豆等の作付けを推進し、転作した作物の生産性を向上させることにより収益の増加を図る。また、鳥獣被害を受けにくい「葉にんにく」などへの転換を図り、産地化を推進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	13 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	13 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

原則的に農用地区域内農地で、協議の場においてとりまとめができた範囲を区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
新規就農者の参入が盛んな地域であり、既に営農している新規就農者や、今後、入作する新規就農者に農地の貸出し、集約を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
現在、利用集積が進んでいる農地について地域計画策定後は農地中間管理機構を活用した貸借を進め、農地集積を進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
将来的に農地集積が進んでいくことで検討する可能性もあるため、今後の地域の意見踏まえて研究を進める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
農業者、JAあつぎ、行政が連携し、農業後継候補者等を対象に、農業に関する勉強会、農業体験活動等の支援を実施する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
所有者が管理できていない遊休農地など、今後、区域内の状況の変化を踏まえて研究していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--

別添地図（荻野区域）

